

守山市障害者入所施設等職員の就職支援事業補助金

～障害者入所施設またはグループホームに新たに勤務する職員（支援員）に補助金を交付します！～

障害者施設における職員不足の解消を図るため、守山市内の障害者入所施設、グループホームへ新たに勤務する場合に補助金を交付します。

対象資格と補助額

対象資格および対象要件に応じて補助額が異なります。

資格を複数お持ちであっても、補助が受けられるのは1人1回限り（いずれか1つの補助額）です。



対象資格	対象要件	補助額
介護福祉士	守山市内の障害者施設への就職	20万円
社会福祉士 精神保健福祉士	守山市内の障害者施設への就職と合わせて 守山市に県外から転入※①	30万円
実務経験3年以上※②	守山市内の障害者施設への就職	10万円
上記以外	守山市内の障害者施設への就職	10万円※③

※①の該当となる方

- ・守山市内の障害者施設に就職するために、就職した日の3カ月前から申請書を提出する日までに県外から転入を届け出ている方が対象です。
- ・以前に守山市内に住民登録があった方で再度転入した場合は、転出から転入までの期間が12カ月以上経過していることが必要です。

※②の該当となる方

- ・障害者関係施設および事業所において、通算3年以上実務経験がある方とします。

※③の該当となる方

- ・就職後5万円を交付し、その後、当該施設に3年以上勤務した場合に、請求に基づきさらに5万円を交付します。

補助金の交付要件 以下のすべてに該当すること。

- ① 障害者施設の職員または就職時に職員となる予定であること。
- ② （ア）新たに4月1日以後に障害者入所施設またはグループホームへ就職する。
（イ）市外の障害者施設などから4月1日以後に市内の障害者入所施設またはグループホームへ就職する。
（ウ）12カ月以上障害者施設職を離れた後、市内の障害者入所施設またはグループホームへ再就職する。

※②は（ア・イ・ウ）いずれか1つに該当であれば可

- ③ 1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上、または1カ月140時間を超える勤務条件で障害者施設等と雇用契約を締結する。
- ④ 同一系列施設からの異動、または市内の他の障害者施設または事業所からの転職でない。
- ⑤ 居住市町村税の滞納がない。

申請期間

勤務開始日（就職した日）または対象要件を満たした日から 6 か月または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで

- ・ 申請は随時受付しています。
- ・ 当年度就職者の受付期限は、令和 8 年 3 月 31 日までです。

申請に必要な書類

- ☐ 守山市障害者入所施設職員等就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ☐ 申請者の住民票（本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの）
- ☐ 有資格者であることを証する書類の写し
- ☐ 市税等に滞納がない旨の申告書、守山市民以外の方は居住市町村税に滞納がないことが分かる書類（完納証明書）※転入者は、守山市に転入する前の住所地での完納証明書
- ☐ 雇用契約証明書等の雇用期間、勤務条件などが分かる書類
- ☐ 在籍証明または年金証書等で在籍期間が証明できるもの（実務経験 3 年以上の適用の者のみ）

※申請様式等は、守山市のホームページまたは守山市役所障害福祉課窓口で入手してください。

注意事項

- ・ 補助金交付決定の日から 3 年以上継続勤務できなかった場合には、全額返還していただくことになります。
- ・ 補助金は雑所得として扱われますので、所得の申告（確定申告など）が必要です。
（給与以外の所得が 20 万円を超えない場合には、確定申告は不要ですが市町村民税の申告が居住市町村へ必要となります。）

【申請先・お問い合わせ先】

守山市役所健康福祉部障害福祉課 障害福祉係（本庁舎 1 階）

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

電話：077-582-1168

FAX：077-581-0203